

外国 PEPs に係るご申告のお願い

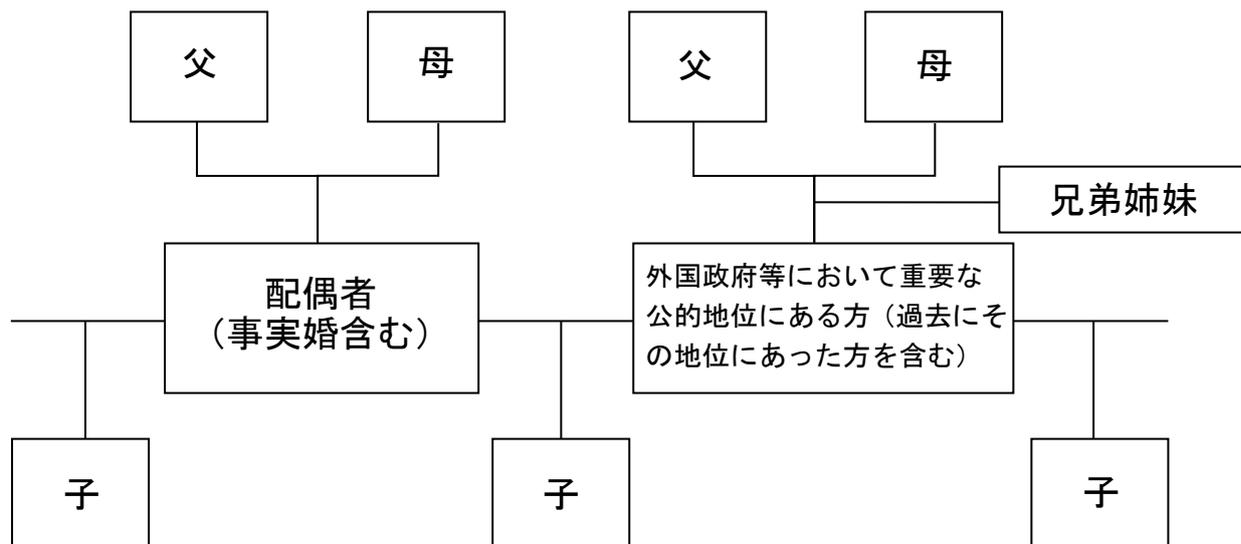
犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます）では、お客様およびそのご親族が外国PEPs（*）に該当する場合は、法4条2項にもとづく資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認が義務づけられております。

つきましては、犯罪収益移転防止法の趣旨をご理解いただき、該当のお客様はご申告いただきますようお願い致します。

（*）外国 PEPs（Politically Exposed Persons の略です）とは、外国政府等において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方を含みます）およびそのご親族のことであり、具体的には次の方をいいます。

- 次の「外国PEPs（外国政府等において重要な公的地位にある方）」に該当する方または過去にこれらの者であった方
 - わが国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
 - わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- 上記 1 に掲げる者の親族（配偶者（事実婚も含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）（次の図をご覧ください。）
- お客様が法人である場合は、実質的支配者が上記の 1 または 2 に該当する場合

外国 PEPs に該当するご親族の範囲



- * 外国政府等において重要な公的地位にある方の祖父母や孫は外国 PEPs に該当しません。
- * 外国政府等において重要な公的地位にある方の配偶者が日本人の場合もあるため、日本人も外国 PEPs に該当し得ます。